

改 正 案	現 行
（定義） 第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) 事務官等 <u>防衛省の職員の給与等に関する法律</u>（昭和27年法律第266号）第4条第2項に規定する事務官等をいう。 (2)・(3) 略 （採用試験による採用） 第3条 別表第1に規定する官職への事務官等の採用は、採用試験による。ただし、次に掲げる官職へ採用する場合には、選考によることができる。 (1)～(3) 略 (4) <u>防衛省以外</u>の国家機関、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第2項に規定する特定独立行政法人及び日本郵政公社の国家公務員の職、地方公務員の職、公庫（公庫の予算及び決算に関する法律（昭和26年法律第99号）第1条に規定する公庫をいう。）に属する職その他これらに準ずる職に現に正式に就いている者をもつて補充しようとする官職で、その者が現に就いている職と同等以下と<u>防衛大臣</u>が認めるもの (5) 略 (6) 前各号に掲げるもののほか、採用試験によることが不適当であると<u>防衛大臣</u>が認める官職 （採用試験の種類） 第5条 採用試験の種類は、次の各号に掲げるとおりとする。 (1) <u>防衛省職員採用Ⅰ種試験</u> (2) <u>防衛省職員採用Ⅱ種試験</u> (3) <u>防衛省職員採用Ⅲ種試験</u> 2 略 （試験管理事務局） 第9条 採用試験を実施する場合には、採用試験に関しての管理、監督等を行う機関として、<u>大臣官房</u>に試験管理事務局を置く。 2 試験管理事務局の長は、試験管理事務局長とし、<u>大臣官房長</u>をもつて充てる。	（定義） 第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) 事務官等 <u>防衛庁の職員の給与等に関する法律</u>（昭和27年法律第266号）第4条第2項に規定する事務官等をいう。 (2)・(3) 略 （採用試験による採用） 第3条 別表第1に規定する官職への事務官等の採用は、採用試験による。ただし、次に掲げる官職へ採用する場合には、選考によることができる。 (1)～(3) 略 (4) <u>防衛庁以外</u>の国家機関、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第2項に規定する特定独立行政法人及び日本郵政公社の国家公務員の職、地方公務員の職、公庫（公庫の予算及び決算に関する法律（昭和26年法律第99号）第1条に規定する公庫をいう。）に属する職その他これらに準ずる職に現に正式に就いている者をもつて補充しようとする官職で、その者が現に就いている職と同等以下と<u>防衛庁長官</u>（以下「<u>長官</u>」という。）が認めるもの (5) 略 (6) 前各号に掲げるもののほか、採用試験によることが不適当であると<u>長官</u>が認める官職 （採用試験の種類） 第5条 採用試験の種類は、次の各号に掲げるとおりとする。 (1) <u>防衛庁職員採用Ⅰ種試験</u> (2) <u>防衛庁職員採用Ⅱ種試験</u> (3) <u>防衛庁職員採用Ⅲ種試験</u> 2 略 （試験管理事務局） 第9条 採用試験を実施する場合には、採用試験に関しての管理、監督等を行う機関として、<u>長官官房</u>に試験管理事務局を置く。 2 試験管理事務局の長は、試験管理事務局長とし、<u>長官官房長</u>をもつて充てる。

(試験実施機関等)

第10条 採用試験を実施する場合には、防衛大臣の指定する防衛施設局又はその他の機関（以下この条において「防衛施設局等」という。）に、試験実施機関及び地区試験実施機関を置く。

2 略

(採用試験の実施計画)

第18条 試験管理事務局長は、前条の通知に基づいて、年度間における採用試験の実施計画を作成し、防衛大臣の承認を受けるものとする。

(選考等)

第40条 略

2 第3条各号及び第4条に規定する官職のうち、防衛大臣が別に定める官職への選考は、選考委員会が行う。

第41条 防衛大臣が別に指定する機関に、選考委員会を置く。

(採用試験に準ずる選考)

第43条 略

2 前項の選考を行うときは、あらかじめ防衛大臣の承認を受けるものとする。

(細部事項)

第44条 この訓令の実施に関し必要な事項は、大臣官房長が定める。

別表第1（第5条関係）

採用試験の種類	略
<u>防衛省職員採用Ⅰ種試験</u>	略
<u>防衛省職員採用Ⅱ種試験</u>	略
<u>防衛省職員採用Ⅲ種試験</u>	略

別表第2（第6条関係）

採用試験の種類	試験区分	試験区分の対象となる官職	略	略
<u>防衛省職員採</u>	略	略	略	略

(試験実施機関等)

第10条 採用試験を実施する場合には、長官の指定する防衛施設局又はその他の機関（以下この条において「防衛施設局等」という。）に、試験実施機関及び地区試験実施機関を置く。

2 略

(採用試験の実施計画)

第18条 試験管理事務局長は、前条の通知に基づいて、年度間における採用試験の実施計画を作成し、長官の承認を受けるものとする。

(選考等)

第40条 略

2 第3条各号及び第4条に規定する官職のうち、長官が別に定める官職への選考は、選考委員会が行う。

第41条 長官が別に指定する機関に、選考委員会を置く。

(採用試験に準ずる選考)

第43条 略

2 前項の選考を行うときは、あらかじめ長官の承認を受けるものとする。

(細部事項)

第44条 この訓令の実施に関し必要な事項は、長官官房長が定める。

別表第1（第5条関係）

採用試験の種類	略
<u>防衛庁職員採用Ⅰ種試験</u>	略
<u>防衛庁職員採用Ⅱ種試験</u>	略
<u>防衛庁職員採用Ⅲ種試験</u>	略

別表第2（第6条関係）

採用試験の種類	試験区分	試験区分の対象となる官職	略	略
<u>防衛庁職員採</u>	略	略	略	略

<u>用Ⅰ種試験</u>					
<u>防衛省職員採用Ⅱ種試験</u>	略	略	略	略	略
	略	略			略
	行政	<u>防衛省職員採用Ⅱ種試験の他の試験区分の対象とならないすべての官職</u>			略
	略	略			略
<u>防衛省職員採用Ⅲ種試験</u>	一般事務	<u>防衛省職員採用Ⅲ種試験の他の試験区分の対象とならないすべての官職</u>	略		
	略	略			
1 <u>試験管理事務局長は、あらかじめ防衛大臣の承認を受けてこの表に定める試験区分のほか、必要と認める試験区分を設け、その対象となる官職及び出題分野を定めることができる。</u> 2 <u>試験管理事務局長は、あらかじめ防衛大臣の承認を受けてこの表に定める専門試験の出題分野を必要に応じて変更することができる。</u>					

別表第3（第8条関係）

採用試験の種類	受 験 資 格
<u>防衛省職員採用Ⅰ種試験</u>	略
<u>防衛省職員採用Ⅱ種試験</u>	次に掲げる者で日本国籍を有する者 1 略 2 略 イ～ヘ 略

<u>用Ⅰ種試験</u>					
<u>防衛庁職員採用Ⅱ種試験</u>	略	略	略	略	略
	略	略			略
	行政	<u>防衛庁職員採用Ⅱ種試験の他の試験区分の対象とならないすべての官職</u>			略
	略	略			略
<u>防衛庁職員採用Ⅲ種試験</u>	一般事務	<u>防衛庁職員採用Ⅲ種試験の他の試験区分の対象とならないすべての官職</u>	略		
	略	略			
1 <u>試験管理事務局長は、あらかじめ長官の承認を受けてこの表に定める試験区分のほか、必要と認める試験区分を設け、その対象となる官職及び出題分野を定めることができる。</u> 2 <u>試験管理事務局長は、あらかじめ長官の承認を受けてこの表に定める専門試験の出題分野を必要に応じて変更することができる。</u>					

別表第3（第8条関係）

採用試験の種類	受 験 資 格
<u>防衛庁職員採用Ⅰ種試験</u>	略
<u>防衛庁職員採用Ⅱ種試験</u>	次に掲げる者で日本国籍を有する者 1 略 2 略 イ～ヘ 略

	ト その他 <u>防衛大臣</u> が イに掲げる者と同等 の資格があると認め る者		ト その他 <u>長官</u> がイに 掲げる者と同等の資 格があると認める者
<u>防衛省職員採用 Ⅲ種試験</u>	略	<u>防衛庁職員採用 Ⅲ種試験</u>	略

改 正 案	現 行
（防衛秘密管理者） 第２条 自衛隊法施行令（昭和２９年政令第１７９号。以下「令」という。）第１１３条の６の規定により<u>防衛大臣</u>が指名する防衛秘密管理者は、官房長、局長、統合幕僚長、陸上幕僚長等（陸上幕僚長、海上幕僚長及び航空幕僚長をいう。以下同じ。）、情報本部長及び装備本部等（防衛大学校、防衛医科大学校、防衛研究所、技術研究本部及び装備本部をいう。以下同じ。）の長並びに防衛施設庁長官とする。 （防衛秘密の指定） 第５条 防衛秘密管理者は、その所掌する事務に関し、防衛秘密に該当すると認める事項がある場合には、当該事項を特定した書面により<u>防衛大臣</u>に上申しなければならない。 （防衛秘密が要件を欠くに至った場合） 第６条 防衛秘密管理者は、防衛秘密として指定された事項が法第９６条の２第１項に規定する要件を欠くに至ったと認めるときは、直ちに、前条の規定の例により、<u>防衛大臣</u>に上申しなければならない。 （<u>防衛大臣</u>の記録） 第９条 令第１１３条の７の規定により<u>防衛大臣</u>が作成する記録（以下「防衛秘密記録簿」という。）は、防衛政策局長が管理するものとする。 ２ 略 （立入禁止） 第１８条 防衛秘密管理者又は防衛秘密管理者補は、<u>防衛省</u>の管理する施設内であって、防衛秘密又は防衛秘密に係る文書、図画若しくは物件が取り扱われている場所について、防衛秘密の保全上必要があるときは、その場所への立入りを禁止するものとする。 （事故発生時等の措置） 第２１条 略 （１）～（３） 略 ２ 防衛秘密管理者は、前項の事実を知ったときは、その事実の調査を行い、かつ、防護上必要な措置を講ずるとともに、速やかに、そ	（防衛秘密管理者） 第２条 自衛隊法施行令（昭和２９年政令第１７９号。以下「令」という。）第１１３条の６の規定により<u>防衛庁長官</u>（以下「<u>長官</u>」という。）が指名する防衛秘密管理者は、官房長、局長、統合幕僚長、陸上幕僚長等（陸上幕僚長、海上幕僚長及び航空幕僚長をいう。以下同じ。）、情報本部長及び装備本部等（防衛大学校、防衛医科大学校、防衛研究所、技術研究本部及び装備本部をいう。以下同じ。）の長並びに防衛施設庁長官とする。 （防衛秘密の指定） 第５条 防衛秘密管理者は、その所掌する事務に関し、防衛秘密に該当すると認める事項がある場合には、当該事項を特定した書面により<u>長官</u>に上申しなければならない。 （防衛秘密が要件を欠くに至った場合） 第６条 防衛秘密管理者は、防衛秘密として指定された事項が法第９６条の２第１項に規定する要件を欠くに至ったと認めるときは、直ちに、前条の規定の例により、<u>長官</u>に上申しなければならない。 （<u>長官</u>の記録） 第９条 令第１１３条の７の規定により<u>長官</u>が作成する記録（以下「防衛秘密記録簿」という。）は、防衛政策局長が管理するものとする。 ２ 略 （立入禁止） 第１８条 防衛秘密管理者又は防衛秘密管理者補は、<u>防衛庁</u>の管理する施設内であって、防衛秘密又は防衛秘密に係る文書、図画若しくは物件が取り扱われている場所について、防衛秘密の保全上必要があるときは、その場所への立入りを禁止するものとする。 （事故発生時等の措置） 第２１条 略 （１）～（３） 略 ２ 防衛秘密管理者は、前項の事実を知ったときは、その事実の調査を行い、かつ、防護上必要な措置を講ずるとともに、速やかに、そ

の旨を防衛大臣に報告しなければならない。

(外部への交付及び伝達)

第26条 法第96条の2第3項に規定する場合のほか、防衛省以外の者に防衛秘密に係る文書、図画若しくは物件を交付し、又は防衛秘密を伝達するときは、防衛大臣の承認を受けなければならない。

2 略

3 外国政府から得た事項のうち防衛大臣が防衛秘密として指定したものについては、当該外国政府の事前の同意を得なければ、第三国に当該防衛秘密に係る文書、図画若しくは物件を交付し、又は当該防衛秘密を伝達してはならない。

4 略

(廃棄)

第42条 略

(1)～(3) 略

2・3 略

4 前項の規定に基づき、防衛秘密に係る文書、図画又は物件を廃棄する場合は、防衛大臣の承認を得なければならない。ただし、その手段がない場合又はそのいとまがない場合は、廃棄後速やかにその旨を防衛大臣に報告することで足りる。

5 略

(他の行政機関における防衛秘密の取扱いの業務に伴う措置)

第44条 防衛秘密管理者は、令第113条の11の規定により、防衛省以外の国の行政機関の職員のうち防衛に関連する職務に従事する者に防衛秘密に係る文書、図画若しくは物件を交付し、又は防衛秘密を伝達するときは、第5章第2節の規定に従い、行うものとする。

(契約業者の適合性の審査)

第45条 防衛省所管契約事務取扱細則(平成18年防衛庁訓令第 号)第2条に規定する契約担当官等(以下「契約担当官等」という。)は、職務上の上級者である防衛秘密管理者の指揮を受け、法第96条の2第3項に規定する防衛省との契約に基づき防衛秘密に係る物件の製造若しくは役務の提供を業とする者(以下「契約業者」という。)としての適合性の審査を受けるための申請があった場合は、別記第6号様式による基準に適合しているか否かを審査するものとする。

の旨を長官に報告しなければならない。

(外部への交付及び伝達)

第26条 法第96条の2第3項に規定する場合のほか、防衛庁以外の者に防衛秘密に係る文書、図画若しくは物件を交付し、又は防衛秘密を伝達するときは、長官の承認を受けなければならない。

2 略

3 外国政府から得た事項のうち長官が防衛秘密として指定したものについては、当該外国政府の事前の同意を得なければ、第三国に当該防衛秘密に係る文書、図画若しくは物件を交付し、又は当該防衛秘密を伝達してはならない。

4 略

(廃棄)

第42条 略

(1)～(3) 略

2・3 略

4 前項の規定に基づき、防衛秘密に係る文書、図画又は物件を廃棄する場合は、長官の承認を得なければならない。ただし、その手段がない場合又はそのいとまがない場合は、廃棄後速やかにその旨を長官に報告することで足りる。

5 略

(他の行政機関における防衛秘密の取扱いの業務に伴う措置)

第44条 防衛秘密管理者は、令第113条の11の規定により、防衛庁以外の国の行政機関の職員のうち防衛に関連する職務に従事する者に防衛秘密に係る文書、図画若しくは物件を交付し、又は防衛秘密を伝達するときは、第5章第2節の規定に従い、行うものとする。

(契約業者の適合性の審査)

第45条 内閣府所管契約事務取扱細則(平成13年内閣府訓令第38号)第2条に規定する契約担当官等(以下「契約担当官等」という。)は、職務上の上級者である防衛秘密管理者の指揮を受け、法第96条の2第3項に規定する防衛庁との契約に基づき防衛秘密に係る物件の製造若しくは役務の提供を業とする者(以下「契約業者」という。)としての適合性の審査を受けるための申請があった場合は、別記第6号様式による基準に適合しているか否かを審査するものとする。

2 略

(契約業者における防衛秘密の取扱いの業務に関する申請)

第46条 防衛秘密管理者は、契約業者に防衛秘密の取扱いの業務を行わせる必要があると認めるときは、その者に防衛秘密の取扱いの業務を行わせるよう防衛大臣に申請しなければならない。

2 防衛秘密管理者は、前項の規定により防衛大臣の承認を受けたときは、契約締結までに、契約担当官等にその旨を通報するものとする。

3 略

(下請負)

第49条 契約担当官等は、契約業者から下請負の許可の申請がなされた場合において、当該下請負者が当該契約業者との契約に係る防衛秘密の取扱いの業務を行うことについては、当該下請負者が、第45条から第47条までの規定により防衛省との契約を行った場合に限り、許可を行うものとする。

別記第1号様式(第8条、第10条関係)

防 第 号
平成 年 月 日

殿

防衛大臣

略

別記第5号様式(第19条関係)

注 意

許可を受けないでこの に立ち入ることを禁止する。

平成 年 月 日

防 衛 省

備考 大きさは、適宜とする。

別記第6号様式(第45条関係)

契約業者の適合性の審査基準

1 自衛隊法施行令(昭和29年政令第179号。以下「令」という。)第113条の5第1項第1号に掲げる規則として、次に掲げる事項を明らかにしたものを定めていること。

(1)～(4) 略

(5) 防衛省から交付された防衛秘密に係る文書、図画若しくは物件又は伝達された防

2 略

(契約業者における防衛秘密の取扱いの業務に関する申請)

第46条 防衛秘密管理者は、契約業者に防衛秘密の取扱いの業務を行わせる必要があると認めるときは、その者に防衛秘密の取扱いの業務を行わせるよう長官に申請しなければならない。

2 防衛秘密管理者は、前項の規定により長官の承認を受けたときは、契約締結までに、契約担当官等にその旨を通報するものとする。

3 略

(下請負)

第49条 契約担当官等は、契約業者から下請負の許可の申請がなされた場合において、当該下請負者が当該契約業者との契約に係る防衛秘密の取扱いの業務を行うことについては、当該下請負者が、第45条から第47条までの規定により防衛庁との契約を行った場合に限り、許可を行うものとする。

別記第1号様式(第8条、第10条関係)

防 第 号
平成 年 月 日

殿

防衛長官

略

別記第5号様式(第19条関係)

注 意

許可を受けないでこの に立ち入ることを禁止する。

平成 年 月 日

防 衛 庁

備考 大きさは、適宜とする。

別記第6号様式(第45条関係)

契約業者の適合性の審査基準

1 自衛隊法施行令(昭和29年政令第179号。以下「令」という。)第113条の5第1項第1号に掲げる規則として、次に掲げる事項を明らかにしたものを定めていること。

(1)～(4) 略

(5) 防衛庁から交付された防衛秘密に係る文書、図画若しくは物件又は伝達された防

衛秘密の登録手続 (6)～(10) 略 (11) 第1号から第4号まで、第6号、第7号及び前2号に関する<u>防衛省</u>への報告手続 (12) 防衛秘密に係る物件の製造又は役務の提供について委託を行う場合の<u>防衛省</u>への申請手続及びその場合の防衛秘密の保護措置 (13) 略 2 業務管理者が、次に掲げる基準に適合する者であること。 (1) 略 (2) <u>防衛省</u>との契約の履行に関する事務を統括し、当該契約業者における防衛秘密の取扱いの業務の管理につき職責を全うできること。 3・4 略 別記第7号様式(第47条関係) 防衛秘密の保護に関する特約条項 (下請負) 第15条 略 2 前項の規定により下請負を行う場合において、その相手方(以下「下請負者」という。)は、自衛隊法(昭和29年法律第165号。以下「法」という。)第96条の2第3項に規定する<u>防衛省</u>との契約を結んでいる者でなければならない。 3 第1項の規定により下請負を行う場合において、物件の輸送、施設の警備その他の防衛秘密の内容を知り得ないと認められる役務を提供する者については、法第96条の2第3項に規定する<u>防衛省</u>との契約を要しない。 4 略	衛秘密の登録手続 (6)～(10) 略 (11) 第1号から第4号まで、第6号、第7号及び前2号に関する<u>防衛庁</u>への報告手続 (12) 防衛秘密に係る物件の製造又は役務の提供について委託を行う場合の<u>防衛庁</u>への申請手続及びその場合の防衛秘密の保護措置 (13) 略 2 業務管理者が、次に掲げる基準に適合する者であること。 (1) 略 (2) <u>防衛庁</u>との契約の履行に関する事務を統括し、当該契約業者における防衛秘密の取扱いの業務の管理につき職責を全うできること。 3・4 略 別記第7号様式(第47条関係) 防衛秘密の保護に関する特約条項 (下請負) 第15条 略 2 前項の規定により下請負を行う場合において、その相手方(以下「下請負者」という。)は、自衛隊法(昭和29年法律第165号。以下「法」という。)第96条の2第3項に規定する<u>防衛庁</u>との契約を結んでいる者でなければならない。 3 第1項の規定により下請負を行う場合において、物件の輸送、施設の警備その他の防衛秘密の内容を知り得ないと認められる役務を提供する者については、法第96条の2第3項に規定する<u>防衛庁</u>との契約を要しない。 4 略
---	---

改 正 案	現 行
（年齢の範囲の特例） 第２条の２ 自衛隊法施行規則（昭和２９年総理府令第４０号）第２５条第３号の<u>防衛大臣</u>が定める場合とは、次の各号のいずれかに該当する場合とし、同号の<u>防衛大臣</u>の定める年齢は、２０歳とする。 （１）・（２） 略 （任命権者） 第９条 陸上幕僚長、海上幕僚長又は航空幕僚長（以下「幕僚長」という。）は、幹部候補者たる自衛官の任用、休職、復職、退職及び免職を行う。ただし、その採用、免職及び行動時等（自衛隊法第６章に規定する行動中の期間その他<u>防衛大臣</u>が定める期間をいう。）における退職については、<u>防衛大臣</u>の承認を受けなければならない。 ２ 幹部候補者たることの命免は、<u>防衛大臣</u>の承認を得て当該幕僚長が行なう。 ３ （略） （試験） 第１０条 （略） ２ （略） ３ <u>防衛大臣</u>は、試験につき必要があると認める場合は、指示を行なう。 附 則 １・２ 略 ３ 国際緊急援助活動、国際平和協力業務若しくは協力支援活動、搜索救助活動若しくは被災民救助活動又は人道復興支援活動若しくは安全確保支援活動に従事していることにより第３条の２の規定による部内選抜試験の受験機会を喪失した者で<u>防衛大臣</u>の認めるものにあつては、当分の間、同条中「３６歳未満」とあるのは「３６歳」と読み替えて同条の規定を適用することができる。 ４ <u>国際機関等に派遣される防衛省の職員の処遇等に関する法律</u>（平成７年法律第１２２号）第２条第１項の規定に基づき派遣先の機関の業務に従事していることにより第３条の２の規定による部内選抜試験の受験機会を喪失した者で<u>防衛大臣</u>の認めるものにあつては、当分の間、同条中「３６歳未満」とあるのは「３９歳未満」と読み替えて同条の規定を適	（年齢の範囲の特例） 第２条の２ 自衛隊法施行規則（昭和２９年総理府令第４０号）第２５条第３号の<u>長官</u>が定める場合とは、次の各号のいずれかに該当する場合とし、同号の<u>長官</u>の定める年齢は、２０歳とする。 （１）・（２） 略 （任命権者） 第９条 陸上幕僚長、海上幕僚長又は航空幕僚長（以下「幕僚長」という。）は、幹部候補者たる自衛官の任用、休職、復職、退職及び免職を行う。ただし、その採用、免職及び行動時等（自衛隊法第６章に規定する行動中の期間その他<u>長官</u>が定める期間をいう。）における退職については、<u>長官</u>の承認を受けなければならない。 ２ 幹部候補者たることの命免は、<u>長官</u>の承認を得て当該幕僚長が行なう。 ３ （略） （試験） 第１０条 （略） ２ （略） ３ <u>長官</u>は、試験につき必要があると認める場合は、指示を行なう。 附 則 １・２ 略 ３ 国際緊急援助活動、国際平和協力業務若しくは協力支援活動、搜索救助活動若しくは被災民救助活動又は人道復興支援活動若しくは安全確保支援活動に従事していることにより第３条の２の規定による部内選抜試験の受験機会を喪失した者で<u>長官</u>の認めるものにあつては、当分の間、同条中「３６歳未満」とあるのは「３６歳」と読み替えて同条の規定を適用することができる。 ４ <u>国際機関等に派遣される防衛庁の職員の処遇等に関する法律</u>（平成７年法律第１２２号）第２条第１項の規定に基づき派遣先の機関の業務に従事していることにより第３条の２の規定による部内選抜試験の受験機会を喪失した者で<u>長官</u>の認めるものにあつては、当分の間、同条中「３６歳未満」とあるのは「３９歳未満」と読み替えて同条の規定を適用す

用することができる。

ることができる。

改 正 案	現 行
（受験資格） 第6条 医学科学生を採用するための試験は、<u>防衛省設置法</u>（昭和29年法律第164号）<u>第16条第4項</u>に定める者（入校の時期においてこれらの者に該当することとなる見込みの者を含む。）のうち次の各号に掲げる資格要件を有する者で自衛隊法（昭和29年法律第165号）第38条第1項各号のいずれにも該当しないものについて行わなければならない。 （1）・（2） （略） （授業科目及び訓練科目並びに履修方法等） 第8条 （略） 2 （略） 3 学校長は、学年度の初めに当該学年度の授業科目及び訓練科目の要目を<u>防衛大臣</u>に報告しなければならない。 （進級又は卒業） 第10条 （略） 2 進級に必要な授業科目及び訓練科目の単位数又は時間数は、あらかじめ<u>防衛大臣</u>の承認を得て、学校長が定める。 3・4 （略） （学生隊） 第12条 （略） 2 学生隊に関し必要な事項は、学校長が定める。ただし、学生隊の編成その他重要な事項については、あらかじめ<u>防衛大臣</u>の承認を得なければならない。 （試験） 第16条 研究科学生を選抜するための試験は、<u>大臣官房長</u>、施設等機関の長、統合幕僚長、陸上幕僚長、海上幕僚長、航空幕僚長、統合幕僚学校長、情報本部長、技術研究本部長、装備本部長又は防衛施設庁長官の推薦を受けた者について学校長が行う。 2 （略） （授業科目及び単位） 第20条 研究科学生が履修する授業科目の名称及び単位数は、<u>防衛大臣</u>の承認を得て学校	（受験資格） 第6条 医学科学生を採用するための試験は、<u>防衛庁設置法</u>（昭和29年法律第164号）<u>第18条第5項</u>に定める者（入校の時期においてこれらの者に該当することとなる見込みの者を含む。）のうち次の各号に掲げる資格要件を有する者で自衛隊法（昭和29年法律第165号）第38条第1項各号のいずれにも該当しないものについて行わなければならない。 （1）・（2） （略） （授業科目及び訓練科目並びに履修方法等） 第8条 （略） 2 （略） 3 学校長は、学年度の初めに当該学年度の授業科目及び訓練科目の要目を<u>防衛庁長官</u>（以下「<u>長官</u>」という。）に報告しなければならない。 （進級又は卒業） 第10条 （略） 2 進級に必要な授業科目及び訓練科目の単位数又は時間数は、あらかじめ<u>長官</u>の承認を得て、学校長が定める。 3・4 （略） （学生隊） 第12条 （略） 2 学生隊に関し必要な事項は、学校長が定める。ただし、学生隊の編成その他重要な事項については、あらかじめ<u>長官</u>の承認を得なければならない。 （試験） 第16条 研究科学生を選抜するための試験は、<u>長官官房長</u>、施設等機関の長、統合幕僚長、陸上幕僚長、海上幕僚長、航空幕僚長、統合幕僚学校長、情報本部長、技術研究本部長、装備本部長又は防衛施設庁長官の推薦を受けた者について学校長が行う。 2 （略） （授業科目及び単位） 第20条 研究科学生が履修する授業科目の名称及び単位数は、<u>長官</u>の承認を得て学校長が

長が定める。 2 (略) (授業要目) 第21条 学校長は、研究科学生が履修すべき授業科目の要目を定め、<u>防衛大臣</u>に報告しなければならない。 (報告) 第25条 学校長は、医学科及び医学研究科の学年度末に当該学年度の教育訓練の実施概要を<u>防衛大臣</u>に報告しなければならない。	定める。 2 (略) (授業要目) 第21条 学校長は、研究科学生が履修すべき授業科目の要目を定め、<u>長官</u>に報告しなければならない。 (報告) 第25条 学校長は、医学科及び医学研究科の学年度末に当該学年度の教育訓練の実施概要を<u>長官</u>に報告しなければならない。
--	--

防衛医科大学校卒業生の償還金の償還に関する訓令（昭和５５年防衛庁訓令第３２号）
（下線部分は今回改正部分）

改 正 案	現 行
（半年賦償還の承認） 第３条 略 ２ 幕僚長等は、償還義務者から前項の申出があつたときは、当該事情を確認の上、その旨を直ちに<u>防衛大臣</u>に上申しなければならない。この場合において、幕僚長等は、前条に規定する償還金の金額等通知書の写しを添付するものとする。 ３ <u>防衛大臣</u>は、前項の上申に基づき償還できないやむを得ない事情があると認めたときは、２年の範囲内の半年賦の均等償還ができる旨幕僚長等を経由して償還義務者に通知するものとする。 （償還金償還計画書の提出） 第４条 令第１２０条の１６第２項に規定する償還金償還計画書の様式は、別記様式第２号のとおりとし、償還義務者が前項の規定により償還金償還計画書を<u>防衛大臣</u>に提出するときは、幕僚長等を経由して行うものとする。 （保証人の変更手続） 第５条 償還義務者は、令第１２０条の１６第２項の規定により立てた保証人を変更しようとするときは、別記様式第３号による保証人変更承認願を幕僚長等を経由して<u>防衛大臣</u>に提出しなければならない。 （償還金償還免除の手続） 第６条 償還義務者は、令第１２０条の１７の規定により償還金の償還の免除を受けようとするときは、別記様式第４号による償還金償還免除願に医師の診断書を添付の上幕僚長等を経由して<u>防衛大臣</u>に提出しなければならない。この場合において、幕僚長等は、意見書を添付するものとする。 ２ <u>防衛大臣</u>は、令第１２０条の１７に規定する心身障害の程度区分を認定する上で特に必要と認めるときは、医師を指定して診断を受けるよう償還義務者に指示することができる。 ３ <u>防衛大臣</u>は、令第１２０条の１７の規定により償還金の償還を免除したときは、別記様式第５号による償還金償還免除通知書を幕僚長等を経由して当該償還義務者に交付するものとする。	（半年賦償還の承認） 第３条 略 ２ 幕僚長等は、償還義務者から前項の申出があつたときは、当該事情を確認の上、その旨を直ちに<u>防衛庁長官（以下「長官」という。）</u>に上申しなければならない。この場合において、幕僚長等は、前条に規定する償還金の金額等通知書の写しを添付するものとする。 ３ <u>長官</u>は、前項の上申に基づき償還できないやむを得ない事情があると認めたときは、２年の範囲内の半年賦の均等償還ができる旨幕僚長等を経由して償還義務者に通知するものとする。 （償還金償還計画書の提出） 第４条 令第１２０条の１６第２項に規定する償還金償還計画書の様式は、別記様式第２号のとおりとし、償還義務者が前項の規定により償還金償還計画書を<u>長官</u>に提出するときは、幕僚長等を経由して行うものとする。 （保証人の変更手続） 第５条 償還義務者は、令第１２０条の１６第２項の規定により立てた保証人を変更しようとするときは、別記様式第３号による保証人変更承認願を幕僚長等を経由して<u>長官</u>に提出しなければならない。 （償還金償還免除の手続） 第６条 償還義務者は、令第１２０条の１７の規定により償還金の償還の免除を受けようとするときは、別記様式第４号による償還金償還免除願に医師の診断書を添付の上幕僚長等を経由して<u>長官</u>に提出しなければならない。この場合において、幕僚長等は、意見書を添付するものとする。 ２ <u>長官</u>は、令第１２０条の１７に規定する心身障害の程度区分を認定する上で特に必要と認めるときは、医師を指定して診断を受けるよう償還義務者に指示することができる。 ３ <u>長官</u>は、令第１２０条の１７の規定により償還金の償還を免除したときは、別記様式第５号による償還金償還免除通知書を幕僚長等を経由して当該償還義務者に交付するものとする。

(防衛大臣に対する報告) 第7条 幕僚長等は、別記様式第6号による償還義務者に関する報告書を年度ごとにとりまとめ、翌年度の4月30日までに<u>防衛大臣</u>に報告しなければならない。 (委任規定) 第8条 (略) 2 幕僚長等は、前項の規定により必要な事項を定めたときは、これを<u>防衛大臣</u>に報告しなければならない。 別記様式第2号(第4条関係) 年 月 日 <u>防 衛 大 臣 殿</u> (幕僚長等経由) (償還義務者氏名)・ 償 還 金 償 還 計 画 書 自衛隊法施行令第120条の16第2項の規定により、次のとおり提出します。 <u>防 衛 大 臣 殿</u> 上記の者の償還金の償還に関する一切の債務を保証します。 (略) 注：(略) 別記様式第3号(第5条関係) 年 月 日 <u>防 衛 大 臣 殿</u> (幕僚長等経由) (償還義務者氏名)・ 保 証 人 変 更 承 認 願 私の償還金の償還に掛かる保証人を、次のとおり変更したいので、承認願います。 年 月 日 <u>防 衛 大 臣 殿</u> (新保証人氏名)・ (略) 別記様式第4号(第6条関係) 年 月 日 <u>防 衛 大 臣 殿</u> (幕僚長等経由) (償還義務者氏名)・ 償 還 金 償 還 免 除 願 自衛隊法施行令第120条の17の規定によ	(長官に対する報告) 第7条 幕僚長等は、別記様式第6号による償還義務者に関する報告書を年度ごとにとりまとめ、翌年度の4月30日までに<u>長官</u>に報告しなければならない。 (委任規定) 第8条 (略) 2 幕僚長等は、前項の規定により必要な事項を定めたときは、これを<u>長官</u>に報告しなければならない。 別記様式第2号(第4条関係) 年 月 日 <u>防 衛 庁 長 官 殿</u> (幕僚長等経由) (償還義務者氏名)・ 償 還 金 償 還 計 画 書 自衛隊法施行令第120条の16第2項の規定により、次のとおり提出します。 <u>防 衛 庁 長 官 殿</u> 上記の者の償還金の償還に関する一切の債務を保証します。 (略) 注：(略) 別記様式第3号(第5条関係) 年 月 日 <u>防 衛 庁 長 官 殿</u> (幕僚長等経由) (償還義務者氏名)・ 保 証 人 変 更 承 認 願 私の償還金の償還に掛かる保証人を、次のとおり変更したいので、承認願います。 年 月 日 <u>防 衛 庁 長 官 殿</u> (新保証人氏名)・ (略) 別記様式第4号(第6条関係) 年 月 日 <u>防 衛 庁 長 官 殿</u> (幕僚長等経由) (償還義務者氏名)・ 償 還 金 償 還 免 除 願 自衛隊法施行令第120条の17の規定によ
--	--

り、次のとおり、償還金の償還を免除されたく
お願いいたします。

(略)

別記様式第5号(第6条関係)

年 月 日

(償還義務者氏名) 殿

防 衛 大 臣

償還金償還免除通知書

(略)

別記様式第6号(第7条関係)

年 月 日

防 衛 大 臣 殿

幕 僚 長 等 印

年度 償還義務者に関する報告書

(略)

り、次のとおり、償還金の償還を免除されたく
お願いいたします。

(略)

別記様式第5号(第6条関係)

年 月 日

(償還義務者氏名) 殿

防 衛 庁 長 官

償還金償還免除通知書

(略)

別記様式第6号(第7条関係)

年 月 日

防 衛 庁 長 官 殿

幕 僚 長 等 印

年度 償還義務者に関する報告書

(略)

改 正 案	現 行
（定義） 第 2 条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 （1）<u>隊員</u> 法第 2 条第 5 項に規定する隊員をいう。 （2）<u>防衛省</u> <u>防衛省本省</u>又は防衛施設庁をいう。 （3）<u>就職予定企業</u> 隊員が離職後2年以内に就職を予定している営利企業体をいう（当該営利企業体が商法（明治 32 年法律第 48 号）第 211 条の 2 第 1 項に規定する子会社である場合には、その親会社を含む。）。	（定義） 第 2 条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 （1）<u>長官</u> <u>防衛庁長官</u>をいう。 （2）<u>隊員</u> 法第 2 条第 5 項に規定する隊員をいう。 （3）<u>防衛庁</u> <u>防衛庁本庁</u>又は防衛施設庁をいう。 （4）<u>就職予定企業</u> 隊員が離職後2年以内に就職を予定している営利企業体をいう（当該営利企業体が商法（明治 32 年法律第 48 号）第 211 条の 2 第 1 項に規定する子会社である場合には、その親会社を含む。）。
（承認権の委任） 第 3 条 <u>防衛大臣</u>は、隊員が営利企業体の役員又は役員に相当する地位に就くことを承諾し又は就こうとする場合を除き、離職前 5 年間に、次に掲げる隊員以外の隊員として在職した期間のない隊員の法第 6 2 条第 3 項の規定による営利企業体への就職の承認の権限を、次項に定めるところにより、当該隊員の離職時の所属長（以下「所属長」という。）に委任する。 （1）～（11）（略） 2 （略）	（承認権の委任） 第 3 条 <u>長官</u>は、隊員が営利企業体の役員又は役員に相当する地位に就くことを承諾し又は就こうとする場合を除き、離職前 5 年間に、次に掲げる隊員以外の隊員として在職した期間のない隊員の法第 6 2 条第 3 項の規定による営利企業体への就職の承認の権限を、次項に定めるところにより、当該隊員の離職時の所属長（以下「所属長」という。）に委任する。 （1）～（11）（略） 2 （略）
（承認を要さない隊員） 第 4 条 施行規則第 6 2 条第 1 項第 2 号に規定する「<u>防衛大臣</u>の定める隊員」は、任命権者の要請に応じ一般職に属する国家公務員、特別職に属する国家公務員（隊員を除く。）、地方公務員又は公庫の予算及び決算に関する法律（昭和 26 年法律第 99 号）第 1 条に規定する公庫その他その業務が国の事務若しくは事業と密接な関連を有する法人のうち自衛隊法施行令別表第 10 に掲げられるものに使用される者（以下この項において「一般職国家公務員等」という。）となるため退職し、引き続き一般職国家公務員等として在職した後、引き続いて当該退職を前提として隊員として採用された者とする。 2 施行規則第 6 2 条第 1 項第 4 号に規定する「<u>防衛大臣</u>の定めるもの」は、幹部候補者た	（承認を要さない隊員） 第 4 条 施行規則第 6 2 条第 1 項第 2 号に規定する「<u>長官</u>の定める隊員」は、任命権者の要請に応じ一般職に属する国家公務員、特別職に属する国家公務員（隊員を除く。）、地方公務員又は公庫の予算及び決算に関する法律（昭和 26 年法律第 99 号）第 1 条に規定する公庫その他その業務が国の事務若しくは事業と密接な関連を有する法人のうち自衛隊法施行令別表第 10 に掲げられるものに使用される者（以下この項において「一般職国家公務員等」という。）となるため退職し、引き続き一般職国家公務員等として在職した後、引き続いて当該退職を前提として隊員として採用された者とする。 2 施行規則第 6 2 条第 1 項第 4 号に規定する「<u>長官</u>の定めるもの」は、幹部候補者たる自

る自衛官の任用等に関する訓令（昭和33年防衛庁訓令第63号）第3条第1項若しくは第2項、第4条第1項、第5条、第6条又は第7条の規定により、幹部候補生を命じられた者とする。

（契約の締結又は履行に携わった隊員の例外）

第5条 施行規則第62条第2項第1号に規定する「防衛大臣の定める隊員」は、次に掲げる隊員とする。

（1）締結又は履行に携わった防衛省と就職予定企業との間の契約の離職前5年間に係る年度（離職の日から5年さかのぼった日の属する年度（その日以降の期間に限る。）から離職の日の属する年度（その日までの期間に限る。）までの年度をいう。以下同じ。）ごとの総額がいずれも2千万円未満である隊員

（2）離職前5年間に於いて締結又は履行に携わった防衛省と就職予定企業との間の契約の総額の当該期間における当該就職予定企業の売上額又は仕入額等の総額に占める割合が1パーセント未満であり、かつ、締結又は履行に携わった防衛庁と就職予定企業との間の契約の離職前5年間に係る年度ごとの総額のそれぞれの年度の当該就職予定企業の売上額又は仕入額等の総額に占める割合がいずれも5パーセント未満である隊員（離職前5年間に於いて締結又は履行に携わった防衛庁と就職予定企業との間の契約の額が契約の種類に応じて別に定める額以上の隊員を除く。）

（依存度）

第6条 施行規則第62条第2項第2号に規定する「防衛大臣の定める基準」は、隊員の離職前5年間に係る年度のうちのいずれかの年度において、隊員の在職した官職に応じて別に定める在職機関と就職予定企業との間で締結された契約の総額の当該年度における当該就職予定企業の売上額又は仕入額等の総額に占める割合が25パーセント以上であることとする。

（承認の基準の特例）

第7条 施行規則第62条第3項に規定する「防衛大臣が定めるもの」は、次に掲げる営利企業体への就職とする。

（1）離職前5年間に第3条第1項各号に掲

衛官の任用等に関する訓令（昭和33年防衛庁訓令第63号）第3条第1項若しくは第2項、第4条第1項、第5条、第6条又は第7条の規定により、幹部候補生を命じられた者とする。

（契約の締結又は履行に携わった隊員の例外）

第5条 施行規則第62条第2項第1号に規定する「長官の定める隊員」は、次に掲げる隊員とする。

（1）締結又は履行に携わった防衛庁と就職予定企業との間の契約の離職前5年間に係る年度（離職の日から5年さかのぼった日の属する年度（その日以降の期間に限る。）から離職の日の属する年度（その日までの期間に限る。）までの年度をいう。以下同じ。）ごとの総額がいずれも2千万円未満である隊員

（2）離職前5年間に於いて締結又は履行に携わった防衛庁と就職予定企業との間の契約の総額の当該期間における当該就職予定企業の売上額又は仕入額等の総額に占める割合が1パーセント未満であり、かつ、締結又は履行に携わった防衛庁と就職予定企業との間の契約の離職前5年間に係る年度ごとの総額のそれぞれの年度の当該就職予定企業の売上額又は仕入額等の総額に占める割合がいずれも5パーセント未満である隊員（離職前5年間に於いて締結又は履行に携わった防衛庁と就職予定企業との間の契約の額が契約の種類に応じて別に定める額以上の隊員を除く。）

（依存度）

第6条 施行規則第62条第2項第2号に規定する「長官の定める基準」は、隊員の離職前5年間に係る年度のうちのいずれかの年度において、隊員の在職した官職に応じて別に定める在職機関と就職予定企業との間で締結された契約の総額の当該年度における当該就職予定企業の売上額又は仕入額等の総額に占める割合が25パーセント以上であることとする。

（承認の基準の特例）

第7条 施行規則第62条第3項に規定する「長官が定めるもの」は、次に掲げる営利企業体への就職とする。

（1）離職前5年間に第3条第1項各号に掲

げる隊員以外の隊員として在職した期間のない隊員（離職前5年間に別に定める地方機関等の長の官職を占めた期間のある者を除く。）のうち離職時の年齢が50歳未満の隊員の営利企業体への就職（施行規則第62条第2項第3号に該当するものを除く。）で、次のアからウまでのいずれにも該当するもの（当該隊員が離職前5年間に別に定める係長又はこれと同等以上の官職を占めた期間のない場合にあっては、次のア及びイのいずれにも該当するもの。）

ア 当該営利企業体への就職について、防衛省による斡旋等の関与がないこと

イ・ウ （略）

(2) （略）

(3) 定年（年齢60年以上であるものを除く。）に達したことにより退職した自衛官（以下「若年定年自衛官」という。）の営利企業体への就職（施行規則第62条第2項第3号に該当するものを除く。）で、次のアからウまでのいずれにも該当するもの（当該隊員が離職前5年間に別に定める係長又はこれと同等以上の官職を占めた期間のない場合にあっては、次のア及びイのいずれにも該当するもの。）

ア 当該営利企業体への就職について、就職援護を除き、防衛省による斡旋等の関与がないこと。

イ・ウ （略）

(4) 自衛隊法第36条の2の規定により採用された隊員（以下「任期付隊員」という。）が当該任期付隊員への採用に際して退職した営利企業体又は当該営利企業体の会社法第2条第3号に規定する子会社若しくは同条第4号に規定する親会社である営利企業体の地位に就く場合における営利企業体への就職で、次のアからウまでのいずれにも該当するもの

ア 第5条第1号中「総額」とあるのを「総額から隊員が採用される前5年間において当該隊員の官職に就いていた者が締結又は履行に携わった防衛省と就職予定企業との間の契約の1年当たりの額（以下「契約関与平均額」という。）を控除した額」と、第5条第2号中「契約の総額の当該期間」とあるのを「契約の総額から契約関与平均額に任期付隊員としての在職年数（当該

げる隊員以外の隊員として在職した期間のない隊員（離職前5年間に別に定める地方機関等の長の官職を占めた期間のある者を除く。）のうち離職時の年齢が50歳未満の隊員の営利企業体への就職（施行規則第62条第2項第3号に該当するものを除く。）で、次のアからウまでのいずれにも該当するもの（当該隊員が離職前5年間に別に定める係長又はこれと同等以上の官職を占めた期間のない場合にあっては、次のア及びイのいずれにも該当するもの。）

ア 当該営利企業体への就職について、防衛庁による斡旋等の関与がないこと

イ・ウ （略）

(2) （略）

(3) 定年（年齢60年以上であるものを除く。）に達したことにより退職した自衛官（以下「若年定年自衛官」という。）の営利企業体への就職（施行規則第62条第2項第3号に該当するものを除く。）で、次のアからウまでのいずれにも該当するもの（当該隊員が離職前5年間に別に定める係長又はこれと同等以上の官職を占めた期間のない場合にあっては、次のア及びイのいずれにも該当するもの。）

ア 当該営利企業体への就職について、就職援護を除き、防衛庁による斡旋等の関与がないこと。

イ・ウ （略）

(4) 自衛隊法第36条の2の規定により採用された隊員（以下「任期付隊員」という。）が当該任期付隊員への採用に際して退職した営利企業体又は当該営利企業体の会社法第2条第3号に規定する子会社若しくは同条第4号に規定する親会社である営利企業体の地位に就く場合における営利企業体への就職で、次のアからウまでのいずれにも該当するもの

ア 第5条第1号中「総額」とあるのを「総額から隊員が採用される前5年間において当該隊員の官職に就いていた者が締結又は履行に携わった防衛庁と就職予定企業との間の契約の1年当たりの額（以下「契約関与平均額」という。）を控除した額」と、第5条第2号中「契約の総額の当該期間」とあるのを「契約の総額から契約関与平均額に任期付隊員としての在職年数（当該

年数が5年を超える場合には、5年。以下同じ。) を乗じて得た額を控除した額の当該離職前5年間」と、「年度ごとの総額」とあるのは「年度ごとの総額から契約関与平均額を控除した額」と、「契約の額」とあるのを「契約の額が解約関与平均額に隊員の任期付隊員としての在職年数を乗じて得た額を控除した額」と読み替えた場合に当該営利企業体へ就職について施行規則第62条第2項第1号に該当しないこと。

イ・ウ (略)

- (5) その他職務と責任に特殊性がある隊員又は任用若しくは離職について特別の事情のある隊員の営利企業体への就職として、前4号に掲げるものに準ずる事情があると防衛大臣が認める営利企業体への就職

(承認の申請手続)

第8条 営利企業体への就職を予定している隊員が、施行規則第62条第2項、第3項又は第4項の規定による承認を求めるための手続は、次のとおりとする。

- (1) 所属長は、隊員の離職後2年以内における、防衛省と密接な関係にある営利企業体の地位に就職する予定の有無を事前に調査し、離職前5年間に、第3条第1項各号に掲げる隊員以外の隊員として在職した期間のある隊員又はその他の隊員で役員又は役員に相当する地位に就くことを予定している者については、防衛大臣の承認を申請させなければならない。
- (2) 隊員は、前号の規定による承認の申請を行う場合には、営利企業体就職承認申請書(別記様式第1。以下「申請書」という。)1部を、所属長を経由して防衛大臣に提出しなければならない。
- (3) 所属長は、前号の申請書を受け取った場合には、その記載事項に誤りがないことを確認した上で、第9条に規定する場合を除き、これを速やかに防衛大臣に進達するとともに、その写しを保管するものとする。
- (4)～(6) (略)
- (7) 防衛大臣及び所属長は、第6号の承認又は不承認について、営利企業体への就職承認台帳(別記様式第3)を作成し、保管しなければならない。

2 (略)

年数が5年を超える場合には、5年。以下同じ。) を乗じて得た額を控除した額の当該離職前5年間」と、「年度ごとの総額」とあるのは「年度ごとの総額から契約関与平均額を控除した額」と、「契約の額」とあるのを「契約の額が解約関与平均額に隊員の任期付隊員としての在職年数を乗じて得た額を控除した額」と読み替えた場合に当該営利企業体へ就職について施行規則第62条第2項第1号に該当しないこと。

イ・ウ (略)

- (5) その他職務と責任に特殊性がある隊員又は任用若しくは離職について特別の事情のある隊員の営利企業体への就職として、前4号に掲げるものに準ずる事情があると長官が認める営利企業体への就職

(承認の申請手続)

第8条 営利企業体への就職を予定している隊員が、施行規則第62条第2項、第3項又は第4項の規定による承認を求めるための手続は、次のとおりとする。

- (1) 所属長は、隊員の離職後2年以内における、防衛庁と密接な関係にある営利企業体の地位に就職する予定の有無を事前に調査し、離職前5年間に、第3条第1項各号に掲げる隊員以外の隊員として在職した期間のある隊員又はその他の隊員で役員又は役員に相当する地位に就くことを予定している者については、長官の承認を申請させなければならない。
- (2) 隊員は、前号の規定による承認の申請を行う場合には、営利企業体就職承認申請書(別記様式第1。以下「申請書」という。)1部を、所属長を経由して長官に提出しなければならない。
- (3) 所属長は、前号の申請書を受け取った場合には、その記載事項に誤りがないことを確認した上で、第9条に規定する場合を除き、これを速やかに長官に進達するとともに、その写しを保管するものとする。
- (4)～(6) (略)
- (7) 長官及び所属長は、第6号の承認又は不承認について、営利企業体への就職承認台帳(別記様式第3)を作成し、保管しなければならない。

2 (略)

(承認手続の特例)

第9条 第7条第1項第1号、第2号及び第4号に掲げる営利企業体への就職（防衛大臣がその承認の権限を有するものに限る。）については、所属長が公務の公正性の確保に支障が生じないと認める場合には、あらかじめ施行規則第62条第3項（当該営利企業体への就職が同条第2項各号に該当しないものにあつては、同項。）の防衛大臣の承認があつたものとして取り扱うことができる。

(防衛大臣に対する報告)

第10条 施行規則第62条第5項に規定する報告は、別に定める定期の報告のほか、防衛大臣の求めに応じて行う臨時的報告とする。

別記様式第1

営利企業体就職承認申請書

平成 年 月 日 <u>防衛大臣</u> 殿 下記の記載は、真実かつ正確であると認めて、自衛隊法第62条第3項の規定により <u>防衛大臣</u> の承認を申請する。 署名 印			
2 就職予定企業			
略		略	
略			
防衛庁における契約締結先			
7 就こうとする地位と防衛省との関係（ 契約の折衝等の業務の有無）			

(別紙1)

契約実績調査

会社名：○○○○ 就職予定者名：△△△△

年度	<u>防衛省契約実績</u> (単位：千円) 〔A〕	<u>防衛省 関与率</u> 〔A/D〕

(注) (略)

(別紙2)・(別紙3) (略)

(参考) (略)

別記様式第2・別記様式第3 (略)

(承認手続の特例)

第9条 第7条第1項第1号、第2号及び第4号に掲げる営利企業体への就職（長官がその承認の権限を有するものに限る。）については、所属長が公務の公正性の確保に支障が生じないと認める場合には、あらかじめ施行規則第62条第3項（当該営利企業体への就職が同条第2項各号に該当しないものにあつては、同項。）の長官の承認があつたものとして取り扱うことができる。

(長官に対する報告)

第10条 施行規則第62条第5項に規定する報告は、別に定める定期の報告のほか、長官の求めに応じて行う臨時的報告とする。

別記様式第1

営利企業体就職承認申請書

平成 年 月 日 <u>防衛庁長官</u> 殿 下記の記載は、真実かつ正確であると認めて、自衛隊法第62条第3項の規定により <u>防衛庁長官</u> の承認を申請する。 署名 印			
2 就職予定企業			
略		略	
略			
防衛庁における契約締結先			
7 就こうとする地位と防衛庁との関係（ 契約の折衝等の業務の有無）			

(別紙1)

契約実績調査

会社名：○○○○ 就職予定者名：△△△△

年度	<u>防衛庁契約実績</u> (単位：千円) 〔A〕	<u>防衛庁 関与率</u> 〔A/D〕

(注) (略)

(別紙2)・(別紙3) (略)

(参考) (略)

別記様式第2・別記様式第3 (略)